

当センターに寄せられた相談事例や、注意してほしいトラブルなどについて、市民の皆さんにお伝えします。不審に思われたら、まずご相談ください。

SNS広告、その副業大丈夫？おいしい儲け話には要注意！

年齢を問わず、スマートフォンなどを利用して行う、副業と称する契約に関するトラブルの相談が急増しています！

相談事例1

SNSで見つけた「モバイルワーク・副業、簡単に儲かる」という広告の事業者に連絡をした。

「あなたと同年代の異性からの相談に対応するだけでお金が貰える。簡単に儲かる人気の副業で、始めるには今がチャンス。そのためには初期費用が必要だ」と勧誘された。これなら自分でも出来ると思い、契約の申し込みをし、初期費用を支払った。その後、異性からの相談を受けるためには仲介料が必要だと言われ、更に金銭を要求され支払ってしまった。儲かるどころか、借金が増えていく一方だ。騙されているかもしれない。支払ったお金を返してほしい。

相談事例2

「インターネット利用者を対象に、アンケートに答えてもらうアプリのソフトを管理するだけでお金が稼げる。始めるにはマニュアルを購入する必要があるが、必ず元が取れる。今がチャンス」と勧誘された。マニュアルの金額が安かったので購入した。暫くして、もっと儲けに繋がるマニュアルがある、絶対に儲かるとしつこく勧誘され、断り切れずに購入してしまった。その後も執拗な勧誘は続きマニュアルの代金がどんどん高くなっていく。マニュアルの内容は全く理解できず全く儲からない。このままでは借金が増えてく一方だ。この業者との契約を解除して、支払ったお金を返してほしい。

ひとことアドバイス

簡単に高額収入は得られません！

- 広告や説明と異なり、収入が得られないという相談が寄せられています。簡単に稼げるなどの安易な誘いには乗らないようにしましょう。
- お金がないと断っても「すぐに元が取れる」などと言ってクレジットカードでの高額決済や借金を勧めてきます。きっぱりと断りましょう。
- たとえトラブルに陥ったとしても、自らの意思に基づく契約のため、全額返還請求が困難な場合がほとんどです。



特殊詐欺の前兆電話に注意！！

市役所職員をかたり「年金や介護保険料などの還付金がある」という内容の還付金詐欺の前兆電話が多発し、実際にキャッシュカードをだまし取られる被害が発生しています。

市役所職員がキャッシュカードや暗証番号を求めたり、ATM（現金自動預け払い機）の操作をお願いすることは絶対にありません。また、会話の中で生年月日や家族構成を聞いてくるというケースが報告されていますが、個人情報を聞かれても、答えないようにしましょう。



「消費者庁イラスト集より」

高齢者が被害に遭っているオレオレ詐欺や預貯金詐欺などの手口では、犯人との接点は自宅の固定電話です。

「私はだまされない」と多くの人が思っていますが、電話で話しを聞いていると信じてしまいます。

被害にあわないための対策として、留守番電話機能やナンバーディスプレイを活用し、見覚えのない電話には出ないようにしましょう。

もし、不審な電話を受けた際は塩尻警察署（☎0263-54-0110）に通報してください。

健康食品などの定期購入に関する相談が増加しています！

相談事例

スマートフォンの広告を見て健康食品を購入した。お試しのつもりが定期購入になっていた。表示が小さくて気が付かなかった。

ひとつアドバイス

文字が小さいなど、読みづらい表記になっている場合もありますが、返品・交換、解約のルールなどは契約時のサイトに記載されていれば、それに従うこととなるため、サイト内の購入条件や返品・交換、解約のルールについてきちんと確認してから申し込むようにしましょう。

※ 一人で悩まず、出来るだけ早く消費生活センターに相談しましょう。早ければ早いほど問題の解決に結びつきます。

塩尻市消費生活センター

☎0263-52-0280（代）内線1129

相談日時：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）8:30～17:15

または

消費者ホットライン

局番なし

イ ヤ ヤ
1 8 8

土・日・祝日も
相談できます